

## 議案第 78 号

### 公聴会等に参加した者の実費弁償に関する条例の一部を改正する 条例

上記の議案を提出する。

平成 24 年 12 月 3 日

提出者 瑞穂町長 石塚 幸右衛門

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

公聴会等に参加した者の実費弁償に関する条例の一部を改正  
する条例

公聴会等に参加した者の実費弁償に関する条例（昭和 36 年条例  
第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号中「第 100 条第 1 項」を「第 100 条第 1 項後段」  
に改め、同条第 4 号を次のように改める。

(4) 法第 115 条の 2 第 1 項（法第 109 条第 5 項において準用  
する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者及び法第  
115 条の 2 第 2 項（法第 109 条第 5 項において準用する場  
合を含む。）の規定により出頭した参考人

## 附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。